

27. 経済の現状と経済運営の基本方針

昭和55年9月5日

経済対策閣僚会議

1. 経済の現状

- (1) 当面の経済動向をみると、昨年来の原油価格の予想を上回る上昇の影響が経済の各分野に浸透し、前倒し需要の反動もあって、国内需要は、民間最終消費の伸び悩みなど総じて増勢鈍化の傾向にある。これに対応して生産、出荷の拡大テンポも次第に緩やかなものとなっており、倒産も高水準で推移している。
- (2) また、世界経済も米国をはじめとする欧米主要国の景気後退が進みつつあり、今後の我が国経済をめぐる海外環境は漸次厳しさを増すものと予想される。
- (3) 一方、物価については、卸売物価は騰勢が鈍化しており、ほぼ山を越したとみられる。消費者物価はなお警戒を要するものの、総じてみれば落ち着きの方向にあるものと判断される。
- (4) 雇用情勢については、昨年来の改善傾向はなお続いている。

2. 政策の基本的態度

- (1) このような経済情勢の下、今後の経済運営の基本的態度としては、我が国経済を長期安定成長路線に定着せしめるため、総需要を適正な水準に維持しつつ、物価の安定をより確実なものとするとともに今後の景気の動向に細心の注意を払い機動的に対処することが要請される。
- (2) 政府はこれまで第二次石油ショックによる輸入物価の高騰が国内要因による物価上昇に転化することを防止するため、物価の安定を最大の政

策課題とし、その実現に努めてきたところである。このところ、物価は総じてみれば落ち着きの方向にあるものの、前年比上昇率はなお高い水準にあり、その安定を図っていくことが必要である。同時に、物価の安定はひいては国内需要の着実な拡大につながり、経済の安定的成長に資するものであるという観点からも、物価対策を引き続き強力に推進していくことが肝要である。

(3) 更に、財政の再建が重要な政策課題となっており、財政に十分な景気調節機能を期待し難い現状においては、これまでの民間部門を中心とした成長パターンをできるだけ長期にわたり持続せしめることが何よりも重要なことであり、そのため民間の将来に対する自信がそこなわれることのないよう早目早目に環境整備を行ってゆく必要がある。

(4) このため、政府としては今後の経済運営に当っては、機動的政策運営の態度の下に物価の安定と景気の維持を図ることとし、当面下記の方針にのっとり、対策を進めることとする。

(5) なお、新経済社会7カ年計画は、我が国の中長期的な経済運営の基本方針を示すものであり、その政策の基本はこれを堅持するものとするが流動的かつ厳しい経済諸環境に対応するため、フォローアップを行う。

3. 55年度経済の姿

上記の基本的態度に基づき対策が進められることにより、本年度の我が国経済は、政府見通し程度の実質成長率が確保される見込みである。

国際収支については、原油価格の高騰もあり予想を若干上回る赤字額となるが、今後漸次改善の方向をたどるものと期待される。

物価については、消費者物価は政府見通し程度におさまるよう引き続きその安定のための努力を傾けるものとする。

記

1. 公共事業等の円滑な執行等

本年度上期の公共事業等の執行については、抑制的な事業執行を目標とし、これまでの実績は前年度を下回る契約額となった。下期においては現下の経済情勢に鑑み、前年度に比し相当程度の伸び率を確保することとし、当面第3四半期における契約目標額を対前年同期比 〇増程度とする。その場合、地域の実態、現状等に十分配慮する。

地方公共団体においても、上記の措置に対応して、適切な事業の執行を図るよう要請する。

2. 金融政策の機動的な運営

先般日本銀行は公定歩合の引下げ措置を講じたところであるが、今後とも物価の動向に細心の注意を払うとともに、内外経済動向および国際通貨情勢を注視しつつ、金融政策を機動的に運営する。

3. 中小企業対策の円滑な推進

最近における中小企業をとりまく諸環境に鑑み、中小企業に対する円滑な金融が確保されるよう配慮するとともに、倒産防止対策の機動的運用に努める。

また中小企業向け官公需発注について本年度目標の達成に努め、公共事業等の執行に当たっては、中小企業の受注機会の確保を図るとともに、中小建設業者に対する取引条件の適正化等に配慮する。

4. 住宅建設の促進等

最近の住宅建設の停滞の状況に鑑み、住宅金融公庫による融資についてその的確な実施を図るとともに、民間金融機関の個人向け住宅融資につい

て引き続き配慮するよう指導する。

また、宅地の適切な開発、供給及び土地の有効利用の促進を図る。

5. 民間設備投資の推進

民間設備投資は、我が国経済の最近の拡大傾向を支えてきたものであるとともに、エネルギー制約への対応、生産性の向上等今後の我が国経済の安定的発展に資するものである。今後ともこれが着実に実施されることを期すため、省エネルギー投資、石油代替エネルギー開発・導入投資等について配意しつつ、金融面を中心とする投資環境の整備に努めるものとする。また、電力投資については、民間設備投資に占める比重の大きさに鑑み、その計画的実施を進める。

6. エネルギー対策の推進

内外の石油需給は緩和気味で推移しているが、中長期的な観点に立って我が国のエネルギー事情の安定を図る。このため石油節減努力を更に進めるとともに、石油備蓄の推進、石油代替エネルギーの開発、導入等の促進を図るなど、本年度に予定しているエネルギー関係諸施策については、その円滑な執行に努める。

7. 調和ある対外経済関係の形成

我が国の国際収支は、予想を上回る原油価格の上昇により、大幅な赤字となっているが、その改善に当たっては、貿易摩擦の回避に努める等調和のある対外経済関係の形成に配慮しつつ、漸進的に進める。その際、相手国の経済建設にも資するプラント輸出の健全な伸長を図るとともに、輸出入先の多角化、製品輸入の促進等を進める。

また、発展途上国に対する経済協力についてはその促進に努める。

更に、国際通貨面においても、我が国経済の基本条件の改善による円相

場の安定を期する。

8. 物価対策の推進

従来の物価対策の成果を踏まえ、引き続き通貨供給量を監視しつつ、当面、次の対策を積極的に推進し、物価の安定を図っていくものとする。また各界が引き続き一層の生産性の向上に努めることを期待する。

- (1) 生活関連物資及び国民経済上重要な物資については、需要に応じた供給の確保による価格の安定を基本とし、便乗値上げ等による不当な価格形成が行われることのないよう需給、価格動向の調査、監視を行い、必要に応じ、供給確保のための機動的な対策を実施する。また、現在需要の停滞に応じて一部の業種において減産が行われているが、行き過ぎた減産が需給ひっ迫を生じさせないように配慮するとともに、今後の公共事業等の執行等に伴う建設資材の需給、価格動向について、調査、監視を強化する。

競争制限的な行為による違法な価格引上げを防止するため、独占禁止法の厳格な運用に努めるとともに、同調的値上げの動きを注視する。

- (2) 需要期を控えている灯油等石油製品については、引き続き元売、小売段階における価格監視を実施するとともに、円滑な供給の確保に努める。
- (3) 生活必需物資の安定的供給と価格の安定を図る。

野菜については、今夏の異常気象により出荷量の減少が懸念されるものについて出荷奨励等の供給確保対策を実施するとともに、今後とも、需給の動向を注視しつつ、必要に応じ所要の措置を講ずる等機動的に対処する。

牛肉については、需給事情に即した適切な輸入、売渡し及び国産牛肉の特別販売等に努める。

水産物については、必要に応じて輸入割当制度の適切な運用、生産者団体等に対する出荷指導等に努めるとともに、冷凍水産物の価格の安定に資するため、新たに生産、輸入、在庫等の状況について調査を実施する。

- (4) 公共料金については、経営の徹底した合理化を前提とし、物価及び国民生活に及ぼす影響を十分考慮して厳正に取扱う。
- (5) 地価についても、投機的な土地取引を防止するため、国土利用計画法の的確な運用、地価動向の厳重な監視、土地取得関連融資の自粛の徹底等の施策を推進する。
- (6) 地方公共団体においても、国と同様の方針により引き続き物価対策を推進するよう協力を要請する。

(参考) 「経済の現状と経済運営の基本方針」(昭和55年9月5日経済対策関係会議決定)の実施状況

昭和55年11月11日
経 済 企 画 庁

決 定 事 項	実 施 状 況
<p>1. 公共事業等の円滑な執行等</p> <p>(1) 第3・四半期における契約目標額</p> <p>(2) 地域の実態，現状等に配慮</p> <p>(3) 地方公共団体に対する要請</p>	<p>(1) 9月5日，「昭和55年度第3・四半期の公共事業等の事業施行等について。」を閣議決定し，9月29日，公共事業等施行対策連絡会議において，第3・四半期の公共事業等の契約目標額(27,881億円，対前年同期比30%増)を決定した。</p> <p>(2) 9月29日，公共事業等施行対策連絡会議において，冷害等の被災地域に対する公共事業費について特別の配慮をする旨を決定し，これに基づき，農林水産関係公共事業費の第3・四半期の契約目標額を対前年同期比36.4%増にするとともに，このうち約240億円を冷害等の対策用として配分した。</p> <p>(3) 9月5日，都道府県知事に対し通達した(自治省)。</p>
<p>2. 金融政策の機動的な運営</p>	<p>㊦ 日本銀行は11月5日公定歩合を1%引き下げる旨を決定し，翌6日から実施した。なお預貯金々利や各種長期金利等についても引き下げの方向で検討が行われている。</p> <p>㊧ また日本銀行は11月5日準備預金制度の準備率を55年3月の水準に引き下げ(引下げ幅おおむね0.25%)11月16日から実施する旨を決定した。</p> <p>㊨ なお日本銀行は，資金需要の実情等を勘案した上，10～12月期の窓口指導枠を決定した(都銀貸出増加額前年比7.6%，残高前年比6.0%)。</p>
<p>3. 中小企業対策の円滑な推進</p> <p>(1) 中小企業に対する円滑な金融の確保</p>	<p>(1) ㊦ 9月19日，政府系中小企業金融機関，全国信用保証協会連合会及び民間金融機関全国団体に対し手続きの迅速化，個別企業の実情に応じた担保徴求，返済猶予の実施等を通達した(通産省，大蔵省)。</p> <p>㊧ また，9月5日，都道府県知事に対し，中小企業</p>